

食糧支援のために売り渡したコメの代金債権の免除

— コメ債権免除法の成立 —

農林水産委員会調査室 山下 慶洋

1. はじめに

第183回国会の平成25年4月26日、「外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法」（以下「コメ債権免除法」という。）が成立した（5月10日公布、法律第14号）。

我が国は、昭和54年から58年にかけて、食糧援助の一環として、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ、タンザニアのアフリカの5か国に対し、最長30年の延払い¹という優遇条件により、政府所有米穀約38万トン売り渡した。その後、平成11年のドイツのケルン・サミットにおいて、G7各国は重債務貧困国（HIPC）²に対して有するODA債権³（米穀債権⁴を含む）の完全免除に合意した。しかし、免除するための国内法の手続が行われなかったため、これらの米穀債権は残存したままとなっていた。一方、本年6月には我が国が国連の関係機関等と共催するTICAD V（第5回アフリカ開発会議）が横浜で開催されるため、早急に米穀債権の処理への道筋を立てる必要に迫られた。米穀債権を法的に免除するためには、財政法上、国の債権を免除するための法律に基づくことを要する⁵ことから、今般、コメ債権免除法案が提出された。

本稿では、本法案提出の背景と経緯、法案審査の概要等を紹介することとしたい。

2. 本法案提出の背景と経緯

（1）外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法の成立

昭和40年代、我が国の米の生産量は品種改良や稲作技術の向上、土地改良の進展等により増大し、42年以降3年連続で1,400万トン台を記録した。その一方で、米の消費が低下しており、米は恒常的な供給過剰の状況にあった（図1）。このため、政府は緊急に需給の均衡を回復することが求められ、需要の拡大を図るとともに、米の減産対策に取り組むこととなった。また、44年の政府所有米在庫量は約550万トンであったが、翌45年には

¹ 売り手が買い手の信用及び資力を信認して、物品代金の支払を、商品引渡し後一定期間猶予すること。

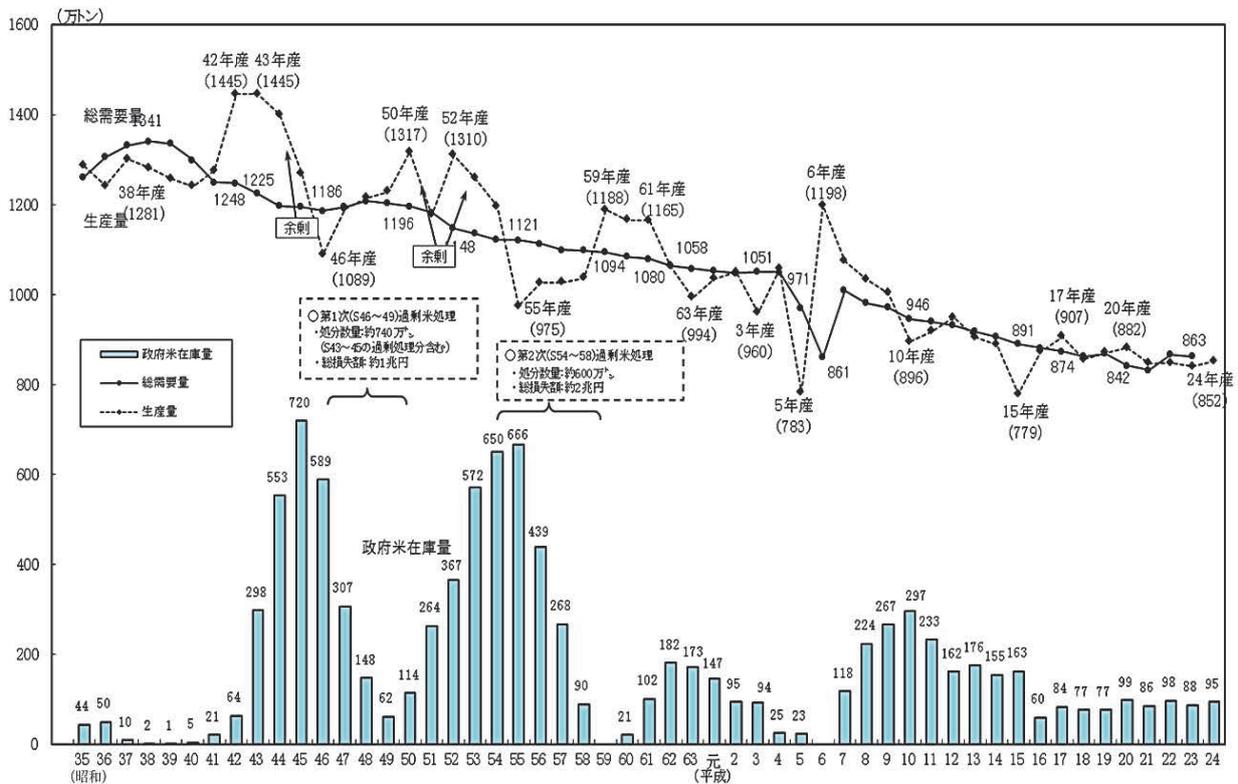
² HIPC (Heavily Indebted Poor Countries)。世界で最も貧しく最も重い債務を負っている途上国。世界銀行及び国際通貨基金（IMF）により1996年に初めて認定された。当初の認定基準としては、①1993年の1人当たりのGNPが695ドル以下、②1993年時点における現在価値での債務残高が、年間輸出額の2.2倍又はGNPの80%以上、となっている。2011年12月末時点で、全世界で39か国あり、そのうち、サブ・サハラ・アフリカに33か国が集中している。

³ OECDでは低金利で開発を目的とする債権と定義されており、ODAのうちの貸付け、円借款を指す。なお、米穀債権がODA債権と整理されたのは、1994年のリヨン・サミット以降である。

⁴ 政府所有米穀を輸出した際の売渡代金。

⁵ 財政法（昭和22年法律第34号）第8条に「国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要する。」との規定がある。

図1 米の全体需給の動向



- 注1: 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 注2: 在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
 注3: 総需要量は、「食料需給表」(4月～3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米菓・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
 注4: 平成12年10月末持越在庫は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
 注5: 生産量は、水稲と陸稲の収穫量の合計である。

(出所) 農林水産省「米をめぐる関係資料」(平成25年3月)

約800万トンにも達すると見込まれ、このままでは食糧管理の運営が困難となる状況が予想されたことから、発生している過剰米の処理が必要となった。この過剰米処理の有効な方策の一つとして、海外への政府所有米穀の輸出が挙げられていた。このため、政府は、輸出相手国としてタイや米国等の米の輸出国の通常の貿易を阻害しないように配慮⁶、通常の売買条件では必ずしも輸出が円滑には進まない国を対象として、45年5月に米穀の円滑な輸出に資することを目的とした、「外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法」(昭和45年法律第106号)を制定した(以下「コメ延払法」という。)

このコメ延払法は、政府所有米穀について、輸出を目的として売り渡す場合にその売渡代金の支払いにつき長期かつ低利の延払いの方法によることができることを内容とする。具体的には、米穀を外国政府⁷等に売り渡す場合、①担保の提供を免除し、②政令で支払期間が10年以内の年賦支払の場合には年2%の利息を付し、また、支払期間が10年を超え

⁶ 「外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案参考資料」(昭和45年4月)(参議院農林水産委員会調査室)8頁、14頁

⁷ 売渡しの相手国としては、従来より米を輸入してきた開発途上国が想定されていた(外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案提案理由説明、第63回国会衆議院農林水産委員会議録第18号2頁(昭45.4.16))。

る年賦支払の場合には、支払期間のうち最初の10年間について年2%、その他の期間について年3%の利息を付し、③10年以内の据置期間を含めた30年以内の延払いを認めるものである。

コメ延払法に基づき、45年以降、政府所有米穀が計14か国に総数量約470万トン（輸出金額約3,000億円）が輸出された（表1）。そのうち、54年から58年にかけて、マダガスカル、モザンビーク、タンザニア、マリ及びシエラレオネの5か国に対し、約38万トンが売り渡された（表2）。

表1 延払輸出実績と債務残高（国別）

	輸出国名	輸出数量 (輸出時期別)	輸出額 (輸出時期別)	平成25年度末現在 債務残高等 (元利合計)
		万トン	億円	億円
重債務貧困国5か国	マダガスカル	12.8 (1次0.8万トン、2次12.0万トン)	111.2 (1次4.8億円、2次106.4億円)	180.8 (支払遅延)
	マ リ	1.0 (2次 1.0万トン)	7.9 (2次 7.9億円)	5.1 (支払遅延)
	モザンビーク	4.5 (2次 4.5万トン)	40.5 (2次 40.5億円)	79.9 (支払遅延)
	シエラレオネ	4.0 (2次 4.0万トン)	35.5 (2次 35.5億円)	102.6 (支払遅延)
	タンザニア	16.0 (2次 16.0万トン)	147.5 (2次 147.5億円)	208.8 (支払遅延)
	小 計	38.3 (1次0.8万トン、2次37.5万トン)	342.6 (1次4.8億円、2次337.8億円)	577.1
	その他9か国	インドネシア	136.0 (1次72.0万トン、2次64.0万トン)	750.0 (1次374.2億円、2次375.8億円)
韓 国		158.3 (1次75.0万トン、2次83.3万トン)	1,174.9 (1次360.2億円、2次814.7億円)	0.0 (全額返済)
バングラディシュ		55.5 (1次14.0万トン、2次41.5万トン)	380.8 (1次74.7億円、2次306.1億円)	0.0 (全額返済)
パキスタン		20.0 (1次 20.0万トン)	98.6 (1次 98.6億円)	9.6 (計画通り)
フィリピン		21.0 (1次18.0万トン、H7 3.0万トン)	104.7 (1次99.3億円、H7 5.4億円)	3.2 (計画通り)
ケ ニ ア		1.0 (2次 1.0万トン)	7.9 (2次 7.9億円)	2.4 (計画通り)
ペ ル ー		1.0 (2次 1.0万トン)	10.3 (2次 10.3億円)	6.2 (計画通り)
ポーランド		2.0 (2次 2.0万トン)	21.3 (2次 21.3億円)	0.0 (全額返済)
北 朝 鮮		35.0 (H7 35.0万トン)	55.3 (H7 55.3億円)	76.9 (支払遅延)
小 計		429.8 (1次199万トン、2次192.8、H7 38.0万トン)	2,603.8 (1次1,007.0億円、2次1,536.1億円、H7 60.7億円)	200.6
合 計 (14か国)		468.1 (1次199.8万トン、2次230.3万トン、H7 38.0万トン)	2,946.4 (1次1,011.8億円、2次1,873.9億円、H7 60.7億円)	777.7

注1：四捨五入の関係で内訳と一致しない箇所がある。
 注2：輸出時期別の標記→「1次」：昭和45～49年度、「2次」：昭和54～58年度、「H7」：平成7年度
 (出所) 農林水産省

表2 アフリカ5か国に対する政府所有米穀の延払輸出数量

国名	契約年						合計
	昭和48	54	55	56	57	58	
マダガスカル	0.8 (注)		2.0		5.0	5.0	12.8
マリ						1.0	1.0
モザンビーク			1.0		2.0	1.5	4.5
シエラレオネ		2.0			2.0		4.0
タンザニア			5.5	2.5	5.0	3.0	16.0
合計	0.8	2.0	8.5	2.5	14.0	10.5	38.3

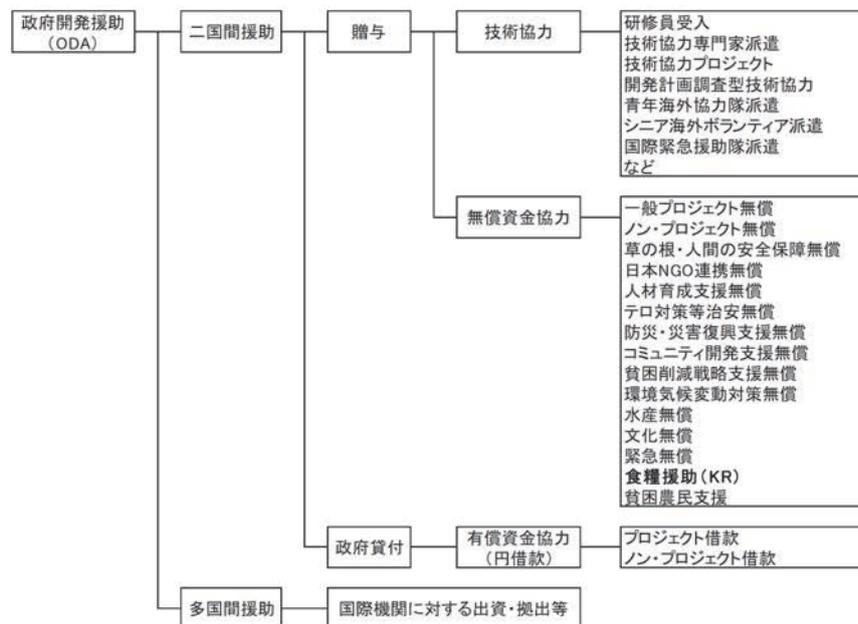
注：昭和48年にマダガスカルに売り渡した0.8万トン分の代金債権については、昭和59年に同国から弁済済みであり、債権の存在はない。
 (出所) 農林水産省資料より作成

(2) ケルン・サミットにおけるODA債権免除の合意と債務救済無償方式の廃止

一般的に開発途上国の経済発展への支援を開発途上国への資金の流れという観点から見れば、ODA（政府開発援助）、OOF（その他の政府資金）、PF（民間資金）及び民間非営利団体による贈与の4つに分類される。

これらのうち、ODAは、政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであり、開発途上国・地域に対して主に経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としている。なお、資金の供給の流れから見て、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関を通じて支援する多国間援助に分類される。また、二国間援助は「贈与」と「政府貸付」に分かれているが、コメ延払法に基づく政府所有米穀の輸出はODAの「政府貸付」に該当する（図2）。

図2 我が国のODAのスキーム体系



(出所) 株式会社国際開発センター 「平成 23 年度外務省ODA評価 食糧援助(KR)の評価 (第三者評価) 報告書」 (2012 年 2 月)

平成 11 年にドイツで開催されたケルン・サミットにおいて、重債務貧困国の債務問題が深刻な状況にあることから、我が国を含めた G 7 各国は重債務貧困国に対して有する ODA 債権（米穀債権を含む。）の完全免除に合意した⁸（アフリカ 5 か国は重債務貧困国に該当する。）。従来、深刻な重債務問題を抱える開発途上国に対し、国際社会が国際的な

⁸ ケルン・サミットにおける G 7 首脳声明 (抜粋) (1999 年 6 月 18 日) 「Ⅲ. ケルン債務イニシアティブ 11. 我々は、ケルン債務イニシアティブに関する大蔵大臣報告を歓迎し、支持する。この報告に含まれる提案は、より大胆な目標を通じたより深い債務削減や、合意された債務救済パッケージの実施時期に関する柔軟性の増大を通じたより迅速な債務救済、国際金融機関による早期のキャッシュ・フロー救済へのより大きな関心につながるであろう。我々はまた、パリ・クラブ及びその他の二国間の債権者に対して、債務持続性を達成するために必要がある場合、特に中でも最貧国について、商業債務を 90%まで削減すること及び個別の事情によりそれ以上削減することを要請する。これらの削減額に加え、我々は、政府開発援助 (ODA) 債務を様々な選択肢を通じて、二国間ベースで完全に免除することを要請する。 (以下、略)」 (下線は筆者による。)

合意に基づき債務救済を図ることが行われている。我が国も、重債務貧困国等、国際的に合意された枠組みに基づく債務救済の対象国に対し、「債務救済無償」の供与により、超長期・超低利の緩やかな条件で開発資金を貸し付けた円借款について、救済を行ってきた（債務救済無償方式⁹）。

しかし、この方式は、債務が長期に残存する、あるいは一旦返済するために債務国に外貨調達等の負担があるなどの問題点が指摘されていたことから、14年の「外務省改革に関する『変える会』の最終報告書」¹⁰において廃止が提言された。これを受けて、開発途上国における債務問題の早期解決、債務国の負担軽減などの観点から、外務省は、14年に債務救済無償方式を廃止し、我が国の債権を放棄する方式に切り替えた¹¹。

この後、政府において、ケルン・サミットで免除扱いとなった米穀債権について、法律上の措置による免除を中心に検討が行われた。なお、アフリカ5か国に対しては、ケルン・サミットの合意内容と国内法の手続きが済んでいないことを説明し、形式上、債務返済の請求書の送付を続けるが、実質的には米穀債権の弁済を求めない取扱いが行われてきた。

（3）米穀債権の免除に係る国内法の手続とコメ債権免除法案の提出

米穀債権を放棄するためには、財政法（昭和22年法律第34号）第8条に「国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要する。」と規定されていることから、立法措置が必要となる。なお、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第32条¹²に債権免除の規定があるが、これは、外国政府を対象としていないことから、この規定を根拠とすることはできない。

政府内において法律措置を検討していたところ、平成24年2月の野田首相（当時）とアリ・モザンビーク首相との首脳会談において、アリ首相から米穀債権の免除要請があった。また、本年6月には、横浜でTICAD Vの開催が予定されており、この場において、我が国はアフリカ5か国から米穀債権の免除要請を受けることが予想されたため、早急にこの米穀債権の処理に向けた道筋を立てる必要に迫られた。

以上を踏まえ、コメ債権免除法案が、第183回国会（常会）の25年3月5日に提出された。

⁹ 我が国は、債務は約定どおり返済されるべきとの基本的考え方の下、債務救済に行うに際し、債務国には一旦約定どおり返済を求めた上で、確認された返済額に相当する金額を無償で供与するという債務救済無償資金協力方式を昭和53年度より採用してきた（昭和53年の国連貿易開発会議（UNCTAD）第9回貿易開発理事会（TDB）決議に基づく措置であり、我が国独自の方式）。

¹⁰ 平成14年2月、川口順子外務大臣（当時）が「開かれた外務省のための10の改革」を発表し、この10項目について幅広く具体的措置を検討するために「変える会」が発足した。「変える会」では、国際社会の変化とグローバル化の進展に伴う外交と外務省の使命の重要性や、外務省以外の組織・機関との緊密な連携協力を図り外交を展開する必要性を踏まえ、外務省員の人的資源・組織を再生し強化することが重要とされた。同時に、強力で戦略的な外交政策を遂行し、新しい国際政治環境に対応できる体制を構築するため、特に「政策構想力の強化」と「危機管理強化」についても提言された。

¹¹ 「債務救済方式の見直しについて」（平成14年12月10日 外務省経済協力局、財務省国際局、経済産業省貿易経済協力局）

¹² 第32条 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解、調停又は労働審判… 以下、略）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に… 以下、略）から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

3. 法案の概要

(1) 趣旨

この法律は、重債務貧困国の対外債務の負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀債権についての特別な措置を定める。

(2) 米穀の売渡しに関する債権の免除

政府は、この法律の施行前に取得した米穀債権であって、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府から要請があったときは、当該債権の全部を免除することができる。

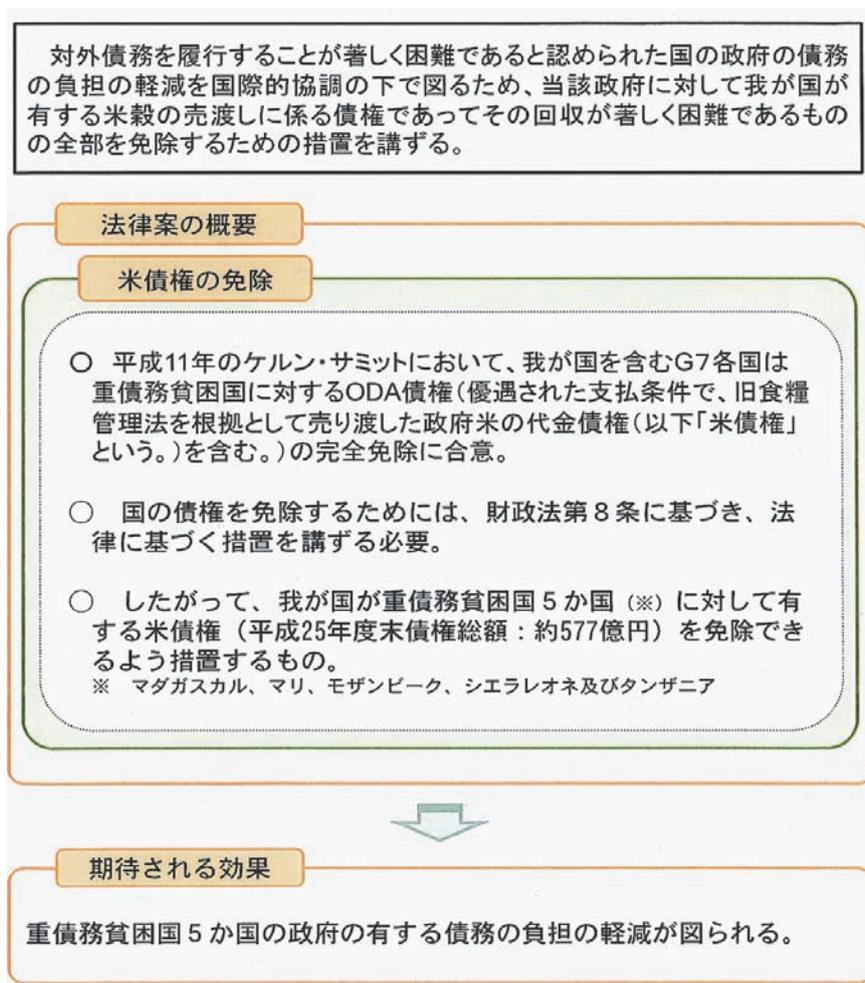
(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(4) その他

本法案は、農林水産省が主管で、外務省との共管となっている。

図3 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案の概要



(出所) 農林水産省

4. 法案審査の概要

衆議院、参議院の各農林水産委員会¹³における質疑では、主な論点として、（1）コメ延払法の適用の経緯、（2）平成14年まで採用されていた債務救済無償方式を廃止した理由、（3）コメ債権免除法案の提出に長期間を要した理由、（4）米穀債権の免除総額577億円の処理の方法、（5）コメ延払法の今後の取扱い、（6）食糧援助と国産米の活用、などが取り上げられた。

（1）コメ延払法の適用の経緯

今般、アフリカ5か国に対し米穀債権を免除することになったが、そもそも、財政、経済事情を考慮すれば通常の売買条件では米の輸出が困難な開発途上国に対し、コメ延払法に基づくスキームが妥当であったのかについて、問われた。

これに対し、政府は「延払い輸出には、これらのアフリカ5か国に延払い輸出によって国として力をつけていただき、きちんと返していただけるという援助的な役割があった。当時は、重債務貧困国として認定されることになるとは想定していなかった」¹⁴旨答弁した。

なお、コメ延払法に基づき政府所有米穀が輸出された14か国のうち、今般債権免除となるアフリカ5か国、返済済みの3か国、計画どおりに返済中の5か国を除くと、初回だけ返済された後、支払いが遅延している北朝鮮の米穀債権（25年度末の債権総額約77億円）のみが残る。このため、今後の北朝鮮への対応が問われた。

これに対し、政府は、「北朝鮮に対し引き続き債務返済の督促を行うとともに、外務省とも定期的に情報交換を行うなど適切に対応していく」¹⁵旨答弁した。

しかし、慢性的な食糧不足、外貨不足に陥っていると報道されている北朝鮮の経済状況が好転しない限り、将来的にこれまでと同様に債権が履行されない可能性が高いため、関係省庁間で調整を進めつつ、様々な対応策を想定して準備しておくべきと考える。

（2）平成14年まで採用されていた債務救済無償方式を廃止した理由

我が国は、債務救済について、途上国の自助努力を促すこと、モラルハザードを防止する観点から債務救済無償方式を採用していたが、外務省改革の結果を踏まえて平成14年に廃止となった。これについて、何故、廃止としなければならなかったのか、その理由が問われた。

これに対し、政府は「債務救済無償方式であれば、一旦、債務返済のために開発途上国は外貨を調達しなければならないが、その外貨調達を行うことが非常に困難な国もあり、また、平成14年の外務省改革において、債務救済に当たっては、国際的に事務的な負担を含めて債務国の負担を可能な限り軽減するようとの動きが求められていたことも勘案した」¹⁶旨答弁した。

¹³ 衆議院農林水産委員会は、平成25年4月4日に趣旨説明を聴取し、同月10日に質疑、討論、採決を行い、全会一致で可決した。また、同月12日の衆議院本会議において全会一致で可決して参議院に送付した。参議院農林水産委員会では、同年4月18日に趣旨説明を聴取し、同月25日に質疑、採決を行い、全会一致で可決した。また、翌26日の参議院本会議において全会一致で可決し、成立した。

¹⁴ 第183回国会衆議院農林水産委員会議録第5号10頁（平25.4.10）

¹⁵ 第183回国会参議院農林水産委員会議録第5号2頁（平25.4.25）

(3) コメ債権免除法案の提出に長期間を要した理由

平成11年のケルン・サミットで重債務貧困国の米穀債権を含むODA債権の免除が合意され、また、14年に我が国独自の債務救済の方法である債務救済無償方式が廃止された以降、本法案の提出に至るまでに10年以上が経過している。その結果、14年間で144億円の利子が生じたため、何故、本法案の提出に長期間要したかについて問われた。

これに対し、政府は、「米穀債権を免除するに当たっての財源をどのように手当するかについて関係省庁間の調整が整わなかったことや、14年の債務救済無償方式の廃止以降に特別会計法や食糧法の改正等において米穀債権の免除の規定を設ける検討を行ったものの、立法技術的に非常に困難で法案の提出に至らなかった」¹⁷旨答弁した。

しかし、14年の債務救済無償方式の廃止以降、米穀債権の免除を行うための根拠法や財源の手当について、関係省庁間でどのように調整が行われたのかは、明確に示されなかった。

(4) 米穀債権の免除総額577億円の処理の方法

本法案に基づき米穀債権の免除を行う際、食料安定供給特別会計に生じる損失を処理するため、免除総額577億円のうち、平成11年のケルン・サミット合意までの債権総額433億円については、24年度補正予算において一般会計から食料安定供給特別会計に繰入れが行われて処理される。他方、ケルン・サミット合意から25年度末までの利子分144億円については、食料安定供給特別会計の運用差益により処理される。このため、何故、433億円を一般会計の負担とし、法案提出前の24年度補正予算により措置したのか、また、144億円を食料安定供給特別会計で処理することとしたのか、についても問われた。

これに対し、政府からは「債権総額577億円の財政負担をどうするか、一般会計と特別会計の負担の在り方をどうするかを総合的に勘案した結果、433億円を一般会計で、残りの144億円を運用益が見込まれる食料安定供給特別会計で充当することにより、一般会計の負担をできる限り少なくするようにした」¹⁸旨答弁があった。また、「財政法上、国の債権の免除は法律に基づく必要があるとなっているが、本法案が成立した暁には債権を免除できるように準備しておく必要があるため、24年度補正予算で早期に措置しておきたいという意向があった」¹⁹旨答弁された。

しかし、食料安定供給特別会計の運用差益により144億円が債権免除に充当された点については、「この特別会計は農業政策の推進に使うべきであって、たまたま運用差益が生じて外交政策の肩代わり（債務救済無償方式の廃止による米穀債権の免除）に利用したというのは、国の財政管理の在り方から考えても正しいとは言えない」²⁰との指摘がなされた。

(5) コメ延払法の今後の取扱い

昭和45年にコメ延払法が成立して以降、このコメ延払法に基づき政府所有米穀の輸出が

¹⁶ 第183回国会衆議院農林水産委員会議録第5号6頁（平25.4.10）

¹⁷ 第183回国会衆議院農林水産委員会議録第5号4頁（平25.4.10）、第183回国会参議院農林水産委員会議録第5号1～2、5頁（平25.4.25）

¹⁸ 第183回国会衆議院農林水産委員会議録第5号6～7頁（平25.4.10）

¹⁹ 第183回国会衆議院農林水産委員会議録第5号14頁（平25.4.10）

²⁰ 第183回国会衆議院農林水産委員会議録第5号7頁（平25.4.10）

行われたのは、①1次（昭和45～49年度）、②2次（54～58年度）、③平成7年度の3回あるものの、8年度以降は実施されていない。一方で、我が国のODAの中での無償資金協力としてはKR食糧援助²¹があり、このコメ延払法の取扱いがどうなるのかが問われた。

これに対し、政府は、「このコメ延払法に基づく有償の延払いの米の輸出については、7年度を最後としてその後は実施していない。今後は、KR食糧援助として、外務省が被援助国に対して資金を無償供与し、その資金で被援助国が我が国の政府米を購入する二国間の場合と、WFP（国連世界食糧計画）との協議に基づき、我が国の拠出金を基にWFPが政府米等を購入してそれを被援助国に無償供与する可能性があるが、いずれも無償資金協力として活用していく」²²旨答弁し、コメ延払法は活用しない意向を示した。

（6）食糧援助と国産米の活用

食糧援助を行う際には、政府所有米穀が使われているが、被援助国で食されているのは長粒種の米であり、我が国のような短粒種の米ではない。しかし、現在は被援助国であっても、将来的に通常の貿易で輸入国となり短粒種の米のマーケットが形成されるよう、食糧援助における国産米の活用について問われた。

これに対し、政府は、「被援助国にとって、我が国の国産米のニーズは高くないこと、また、援助米として国産米を活用することは、ミニマム・アクセス米と比較して財政負担が大きいことを踏まえつつ、食糧援助における国産米の活用については、外務省、財務省、関係省庁と連携を図りつつ、財政負担も考慮して適切に対応していく」²³旨答弁した。

依然として財政負担の課題は残るものの、被援助国のニーズに対応して、国内の水稻生産において新規需要米の一つである援助用米を短粒種ではなく、長粒種で作付けすることや、現在、農林水産省で設置された「攻めの農林水産業推進本部」において取り組んでいる日本の食文化や食産業の海外展開により、短粒種のニーズを増やしていくことを検討する必要があるだろう。

5. コメ債権免除法の施行後の状況

コメ債権免除法は、本年5月10日に施行されたが、米穀債権免除の対象であるアフリカ5か国政府の全てから、順次、債権免除の要請があった。この免除要請を受け、農林水産省は、コメ債権免除法に基づき、5月24日までに全ての免除手続を完了し²⁴、その旨外務省を通じて相手国政府に対して通知を行った。

6. おわりに

コメ延払法に基づき、政府所有米穀が輸出されたのは、アフリカ5か国のほか、アジア

²¹ 我が国が昭和43年度から実施している「食糧援助規約」に基づく食糧援助のスキーム（KR食糧援助）は、我が国のODAにおける無償資金協力の中の一形態として位置付けられるものである。KR食糧援助の実施形態として、①二国間援助、②WFP（国連世界食糧計画）等の国際機関との連携による食糧援助、の2つがある。

²² 第183回国会参議院農林水産委員会会議録第5号13頁（平25.4.25）

²³ 第183回国会衆議院農林水産委員会会議録第5号5頁（平25.4.10）、第183回国会参議院農林水産委員会会議録第5号13頁（平25.4.25）

²⁴ 農林水産省HP（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/saiken.html>）

や、南米、東欧等の9か国をあわせた計14か国である。このコメ延払法に基づく政府所有米穀の輸出については、輸出価格が国内価格より低い国際価格であったため、販売利益を得るといふより食糧援助に近いものであった。特に今般のアフリカ5か国に対しては米穀債権を免除することになり、結果的に無償の食糧援助を行ったに等しいが、このコメ延払法自体、過剰米処理と開発途上国への食糧援助という意味で一定の役割を果たしたものと言える。

一方で、今後とも特にアフリカの被援助国にとって食糧援助がすぐには不要となる状況にはないものの、被援助国が少しでも経済的に自立していく方向へ進んでいくことが重要であり、そうした意味で我が国が果たす役割も注目される場所である。本年6月1日から3日まで横浜で開催されたT I C A D Vで打ち出された我が国の主な支援策の基本方針では、日本らしい支援を通じ、農業、保健、教育、平和と安定等の「人間の安全保障」を推進するとある。そのうち、農業、食料・栄養の安全保障として、①アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)の取組を継続する中、2018年までにサブ・サハラ・アフリカでのコメ生産を2,800万トンに増加すること、②「自給自足から儲かる農業への転換」²⁵を10か国で展開することや技術指導者1,000人の人材を育成すること、5万人の小農組織を育成すること、が掲げられた。

また、我が国のODA大綱においても、貧困削減のための農業分野における協力を重視し、地球的規模の課題としての食料問題に積極的に取り組むとしている。短期的には食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行うものの、中長期的には飢餓などの食料問題の原因の除去及び予防の観点から、開発途上国における農業生産の増大及び農業生産性の向上に向けた取組を中心に支援を行うとしている²⁶。特に農林水産省においては、我が国が持つ高い農業生産技術を活かし、アフリカ諸国が農業生産を増大し、生産性を向上していくための技術の移転、普及を行い、また、外務省やJ I C A等と連携しつつ、例えば西アフリカでは農民等を対象とする稲作技術向上のための研修等の実施、干ばつリスクを回避できる米の新品種の開発などを行っていくとしている²⁷。

今後ともアフリカの被援助国の実情に配慮しつつも、我が国がT I C A D Vの支援策やODAの取組などを推進していくことにより、被援助国における農業生産の増大と生産性の向上の契機となることを期待したい。

(やました よしひろ)

²⁵ 小規模園芸農家に対して、農家自身が市場調査に参加して売れる作物を選定する研修等を通じて、農家の所得増加を支援する取組。

²⁶ 『2012年版 政府開発援助(OA)白書』(外務省)69頁

²⁷ 第183回国会参議院農林水産委員会会議録第5号8頁(平25.4.25)